

## 期日前投票所に障害者用駐車区画の確保を求めた事例

### 事例の概要

車いすを利用する身体障害者が、市に対し、期日前投票所用の駐車場に身体障害者用の駐車区画がなく、隣に車両等が停まると障害者が乗降車できなくなるので改善して欲しいと要望した。

期日前投票所は、市選挙管理委員会が市庁舎1階奥の会議室を期日前投票所として指定しており、市庁舎正面玄関脇の障害者用駐車区画から遠く、利便性が悪いため、裏口から入退室させるとともに、隣接する駐車場を利用していた。しかし、この会議室は、選挙時以外に市民に開放していないため、恒久的な施設を整備しにくかった。

このため、一般の駐車区画2台分を障害者駐車場として運用することとした。

## 障害者自らが住民票等の申請を行えるよう改善を求めた事例

### 事例の概要

これまで、市の窓口を訪れる聴覚障害者から、住民票の取得など簡易な書類申請を市に設置された手話通訳者を介さずに自ら行えるようにして欲しいとの話が寄せられていた。

市は、具体的な申請書類等について障害者の希望を聞き取り案内方法を検討した結果、聴覚障害者に限らず、知的障害者等の他の障害者にも対応するとともに、在住外国人にも対応できるコミュニケーション支援ボードを作成し（写真参照）、昨年12月、利用頻度の高い窓口配置した。

今後は、具体的に利用する中で、不足する内容や各業務固有の内容を補いながら、改良を重ねていく。



## 診療情報提供書の記載が不十分で障害者差別と受け止められた事例

### 事例の概要

病院を受診した聴覚障害者が、病院で作成した診療情報提供書の「高度難聴あり検査は困難」との記載を見て、難聴を理由に検査を受けさせないのは不当な差別的取扱いではないかと市に相談する。

市は、聴覚障害者のほか、基幹相談支援員、手話通訳者を同行し、病院の医療安全相談室で記載内容を確認した。

病院は、「当該検査は、リスクの高い検査であり、腫瘍が良性である可能性が高いことや障害があることを考えるとリスクの少ないエコーで良いと診断した」と回答するとともに「障害があることに配慮しリスクの低い検査としたところであるが、診療情報提供書の記載内容では十分伝わらず、対応に至らない点があったことをお詫びする」と申し出た。

聴覚障害者は、病院の対応に理解を示し、リスクが高くても自分の体のことを良く知りたいので当該検査を受けると申し出て、これを受診した。

## 市民向けフォーラムで手話通訳者の設置が見送られた事例

### 事例の概要

県内の青年会議所が、市民向けフォーラムを企画し、開催1ヶ月前から広報していた。

開催11日前、障害者団体からフォーラムへの手話通訳者の設置要望があり、青年会議所は、聴覚障害者情報センター等に相談しながら手話通訳者の配置を検討したが、予算の目途が立たず、開催前日に、手話通訳者を設置できない旨を障害者団体に伝えた。

フォーラム実施後、障害者団体から県に対し、差別ではないかとの問い合わせがあり、県は、青年会議所の主務省庁である経済産業省に見解を確認した。

経済産業省は、「青年会議所での合理的配慮の提供が、法令上、努力義務とされており、予算的に困難であれば、一概に差別だと言えない。ただし、建設的な対話を通じて理解を深めるべきであり、単に手話通訳者を確保できるかどうかだけでなく、確保できない場合の代替手段も併せて検討すべきだったと思われる。」との見解を示した。

県は、経済産業省の見解を踏まえ、青年会議所に対し、今後、不特定多数を対象とする会議等を行う際は、障害者の来場も想定して対応するよう伝える。

## レストランで盲導犬の入店が断られた事例

### 事例の概要

盲導犬を同伴する視覚障害者が、市の交流施設に併設するレストランで食事を取ろうとしたところ、店員から盲導犬の入店を断られた。

視覚障害者は、身体障害者補助犬法で、盲導犬が入店することで著しい損害の発生等がなければ入店を拒めない旨を説明したが、店員は、「店の方針である」「責任者不在で確認できない」と入店できない明確な理由を示さなかった。

視覚障害者は、隣のレストランで食事をし、後日、同法に基づき苦情を県に申し出た。

県と市福祉課は、身体障害者補助犬法に基づき、市の交流施設所管課に対して、盲導犬を含む補助犬に関する教育の徹底と「ほじょ犬マーク」の掲示を指導・助言した。

市の所管課は、この視覚障害者への謝罪と補助犬に関する教育の徹底を申し出た。

## スーパーマーケットで電動車いす利用者が入店を断られた事例

### 事例の概要

電動車いすを利用する身体障害者が、夜間、スーパーマーケットで買い物をしていたところ、店長から「店の規則上、電動車両の入店をお断りしている」と言われ、身体障害者であると告げると「車いす利用者には付き添いが必要」と説明され、障害を理由に入店を制限されたと感じ、後日、障害者差別地域相談員に相談した。

障害者差別地域相談員は、当該店舗の事業者に状況を確認したところ、店長が電動車いすをシニアカーと勘違いして入店を断ったことや、社内規則の主旨が、店内が狭く車いす単独での利用の不便さを解消するため、介助者か店員が付き添うことであると判明した。

事業者は、電動車いすへの認識不足と説明が不十分であったことを認め、身体障害者への謝罪と、社員教育の徹底を相談員に申し出て、後日、店長が、身体障害者宅を訪問して謝罪した。